

令和7年度 第8回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 (出席9人 欠席なし)

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 8人 (出席8人 欠席なし)

推進委員 1番 榮 功助

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第25号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

議案 第26号 非農地証明願いの審議について

議案 第27号 農業振興地域内農用地利用計画変更について

議案 第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	ただいまから、令和7年度第8回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は、農業委員全員の出席がありますので総会は成立します。それでは、沖会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 11/5 国営沖永良部土地改良事業完工式及び祝賀会 11/10 両町糖業振興会役員会 について説明がありました。
議長	これより議題事項に入らせていただきます。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、10番 前田 博徳 委員と2番 田尻 博樹 委員を指名します。 なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主事を指名します。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは、日程第2の議題事項に移ります。 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は3件で、全て相続によるものです。 あっせん希望は無しです。詳細については資料をお目通しください。
議長	それでは次に報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。 1番 知名字名ン竿〇〇7,003 m ² 、知名字〇〇さんから知名字〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。 合意解約日と引渡日は令和7年12月31日です。 2番 住吉字屋陳当〇〇1,500 m ² を含む2筆 計2,500 m ² 、住吉字〇〇さんから正名字〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。合意解約日と引渡日は令和7年12月31日です。 3番 竿津字興比増〇〇3,824 m ² を含む7筆 計19,232 m ² 、竿津字〇〇さんから余多字〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。合意解約日と引渡日は令和7年11月5日です。
議長	それでは次に議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1 番 知名字名ノ竿〇〇7,003 m²、贈与。 譲渡人 大阪府池田市〇〇さん、兵庫県西宮市〇〇さん、兵庫県尼崎市〇〇さん、熊本県水俣市〇〇さん、譲受人 知名字〇〇さんです。</p> <p>2 番 徳時字大當〇〇430 m²を含む 2 筆 計 1,562 m²、売買。 譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 住吉字〇〇さんです。</p> <p>3 番 住吉字志喜屋武当〇〇1,597 m²を含む 4 筆 計 13,260 m²、贈与。 譲渡人 住吉字〇〇さん、譲受人 住吉字〇〇さんです。</p> <p>4 番 上城字糺窪〇〇5,552 m²、贈与。 譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 上城字〇〇さんです。</p> <p>5 番 赤嶺字中園畠〇〇933 m²、売買。 譲渡人 兵庫県加古川市〇〇さん、譲受人 赤嶺字〇〇さんです。</p> <p>6 番 竿津字平窪〇〇2,431 m²を含む 5 筆 計 5,085 m²、贈与。 譲渡人 竿津字〇〇さん、譲受人 余多字〇〇さんです。</p> <p>7 番 竿津字興比増〇〇3,824 m²を含む 7 筆 計 19,232 m²、贈与。 譲渡人 竿津字〇〇さん、譲受人 余多字〇〇さんです。</p> <p>8 番 余多字朝戸〇〇482 m²を含む 2 筆 計 878 m²、売買。 譲渡人 鹿児島市〇〇さん、譲受人 知名字〇〇さんです。</p> <p>9 番 瀬利覚字興那二〇〇275 m²、売買。 譲渡人 千葉県館山市〇〇さん、譲受人 余多字〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>
1 番推進委員	<p>1 番を説明します。譲渡人と譲受人は姉妹です。譲受人はきびを作っています。管理作業等は委託しています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
3 番農業委員	<p>2 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。 畑にはきびが植えてありました。機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
3 番推進委員	<p>3 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。機械類も揃っています。 畑にはきびが植えられていました。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
7 番農業委員	<p>4 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。 畑はきびを植える予定とのことでした。</p>

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
7 番推進委員	5 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人は、ばれいしょときびを作っています。機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
8 番農業委員	6 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は認定農業者で、きびやじゃがいもを作っていて、機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
8 番農業委員	7 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は認定農業者で、きびやじゃがいもを作っていて、機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
8 番推進委員	8 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人はきびを作っていて、機械も揃っています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
10 番農業委員	9 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人になります。 畑はばれいしょを植える予定です。機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
5 番農業委員	3 番の 4 の畑の登記の流れはどうなってますか。
事務局	相続人は 1 人で、相続登記をしてからそのまま贈与になります。
議長	ほかに何かご質問がありませんか。(ほかに質問なし) それでは議案第 24 号について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成ですので、議案第 24 号は許可決定とします。
議長	次に議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。 契約開始日は全て令和 8 年 2 月 1 日になります。 貸出期間が 3 年間の分が 2,532 m ² うち更新分が 2,532 m ² 、出し手・受け手・ とも 1 名ずつ、全て更新分です。

	<p>貸出期間が4年間の分が7,039 m²、うち更新分が4,378 m²、出し手・受け手とも2名ずつで、更新分が1名ずつです。</p> <p>貸出期間が5年間の分が39,317 m²、出し手・受け手とも5名ずつで、全て更新分です。</p> <p>貸出期間が6年間の分が7,774 m²、出し手・受け手とも2名ずつで、全て更新分です。</p> <p>貸出期間が10年間の分が73,403 m²、うち更新分が57,983 m²、更新分を含む出し手が12名、更新分を含む受け手が10名となっています。</p> <p>詳細については一覧表をご覧ください。</p>
事務局	<p>議案第25-2号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権について説明します。移転時期はいずれも令和8年2月1日になります。</p> <p>赤嶺字赤嶺原〇〇371 m²を含む2筆 計872 m²</p> <p>地域振興公社から赤嶺字〇〇さんに対価〇〇円で移転予定です。</p> <p>田皆字儒地〇〇3,627 m²を含む7筆 計19,699 m²</p> <p>地域振興公社から知名字〇〇さんに対価〇〇円で移転予定です。</p>
議長	<p>議案第25号については事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。</p> <p>議案第26号非農地証明願いの審議について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号非農地証明願いについて事務局から説明します。</p> <p>申請人は住吉字〇〇さん、土地の表示は住吉字野留田俣〇〇 畑 1,016 m²です。申し出の内容として、平成17年8月26日付け農地法第4条の許可を受け整地した土地で、現在は農機具等の一時保管場所として利用しています。申請地は知名町農業振興地域整備計画における農用地区域ではなく、農業に対する公共投資の対象となった農地でもなく、集団性のある優良農地でもありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
2番農業委員	<p>農地法第4条を申請した目的は何ですか。</p>
事務局	<p>農家住宅を建てる目的で過去に申請してありましたが、農家住宅を建てずにいて、非農地証明書の期限が切れたので今回また申請したところです。</p>

議長	<p>他にご質問があれば挙手をお願いします。(意見、質問なし)</p> <p>議案第 26 号について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成)</p> <p>議案第 26 号については、全員賛成ですので許可決定とします。</p> <p>議案第 27 号 農業振興地域内農用地利用計画変更について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 27 号 農業振興地域内農用地利用計画変更と議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は同じ土地なのでまとめて説明します。</p> <p>申請人及び住所は資料のとおりです。</p> <p>土地の表示は、下城字アングム〇〇747 m²を含む 2 筆 計 4,215 m²。</p> <p>事業計画は店舗 198 m²、通路 192 m²、駐車場 324 m²、倉庫 366 m²、庭園 1,222 m²、緑地帯 1,474 m²、法面保護帯 242 m²、合計 4,018 m²で所要面積は 4,215 m²です。</p> <p>資金調達計画は、取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円で、全額自己資金となります。</p> <p>造成費と建築費で〇〇円、自己資金〇〇円です。</p> <p>自己所有地に自分の農業用倉庫を建設し、所要面積が 200 m²未満なので、農地転用が不要で、農用地利用計画だけの案件になります。</p> <p>議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請ですが、許可基準としては申請地の農地区分が第 1 種農地で 10ha 以上の集団農地なので原則不許可になりますが、不許可の例外として、隣接地と一体として実施する申請に係る事業の目的に供する土地の面積に占める第 1 種農地の面積が 3 分の 1 を超えない場合に該当し、今回のケースは許可相当となりますのでご審議をお願いします。</p>
議長	<p>議案第 27 号と 28 号について、地区担当委員から補足説明があればお願いします。</p>
5 番推進委員	<p>事業経過及び概要等について説明。</p>
議長	<p>ただいま、事務局及び担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>

<p>〇〇委員 5 番推進委員</p> <p>議長</p>	<p>複数の委員から事業計画等について質問があり、地区担当委員及び申請人代理人から回答しました。</p> <p>それでは、議案第 27 号及び議案 28 号について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成)</p> <p>議案第 27 号及び議案 28 号については、全員賛成ですので許可決定とします。</p> <p>それでは以上をもちまして今日の議題は全て終了しました。 おつかれさまでした。</p> <p>上記のとおり相違ないことを確認し署名する。</p> <p>令和 7 年 11 月 25 日</p> <p>議 長 沖 道人 署名委員 前田 博徳 署名委員 田尻 博樹</p>
-----------------------------------	---